

午前10時00分開議

瘡師委員長 ただいまから、本日の予算特別委員会を開会いたします。

それでは、発言の通告がありますので、これより順次発言を許します。

立村好司委員の質疑及び答弁

瘡師委員長 立村委員。あなたの持ち時間は60分であります。

立村委員 皆さん、おはようございます。自民党議員会の立村好司です。

さて、まず私からも、新田知事、2期目の御当選、誠におめでとうございます。私は議員の立場として、他の方の選挙を応援するということは初めての経験でありました。そういった意味では、私にとっても非常にいい経験をさせていただきました。

知事は公務を抱えながらの、大変お忙しい中の限られた時間での選挙戦だったかと思いますが、私の地元の婦中町にも足しげく通っていただきました。そして、その政策・公約を熱っぽく語っていただきましたことを御礼申し上げます。富山県の代表者として今後も御活躍されることを祈念いたしまして、以下、質問に入らせていただきます。

初めに、人口減少、関係人口対策として、移住・U I Jターンの推進についてお伺いいたします。

昨今の物価高は、大学生の生活にも深刻な影響を与えております。国立大学の一部では授業料を値上げする動きがあり、学生、そして保護者の方の不安は募るばかりかと推察いたします。

日本学生支援機構の調査によれば、今や学生の約半数が何らかの奨学金制度を利用しているとのことです。私はこういった奨学金制度は、国策として国が責任を持って行うべきだと思い

ます。その国においては、給付型奨学金制度の拡充を行っていますが、支援策としてはまだまだ不十分です。

こうした現状にあって、各都道府県では、奨学金の返還を支援することでU I Jターンに結びつけようといった施策がどんどん実施されています。本県においても、奨学金返還助成制度を設け、制度発足当初は対象学生を県外の大学の理工系・薬学部生としていたところ、令和7年4月採用分から制度を拡充し、県外だけでなく県内の大学も対象として奨学金の対象範囲を拡充されたところです。

しかし、内閣府地方創生推進事務局が公表している「奨学金返還支援に係る各都道府県の取組状況」を見る限り、詳細は割愛いたしますが、例えば当県のように助成対象の学部を限定しているのは、もはや少数派です。学生の約半数が何らかの奨学金制度を利用している現状にあって、他県では助成制度を拡充しており、各県の助成制度がどれだけ充実しているかは、その県のU I Jターンの数にも影響するものと考えます。

そこでお伺いします。

制度を拡充したばかりなのにと言われるかもしれませんが、私は拡充後の現在の奨学金返還助成制度の対象に他の学部生を組み込めとまでは言いません。ある程度要件を厳格化、例えば従来の県外の学生に限定した上で、他学部の学生を対象とした新たな助成制度を設けてはどうでしょうか。また、日本学生支援機構の代理返還制度を利用する県内企業、現在9社が利用しておられますが、こういった県内企業に助成するなど、奨学金返還の支援策を拡充すべきと考えますが、山室商工労働部長の御所見をお伺いいたします。

山室商工労働部長 お答え申し上げます。

委員御紹介のとおり、県では平成28年度より奨学金返還助成制度を実施し、理工系・薬学部生の県内就職を積極的に支援し

てまいりました。昨年度、対象となる大学や新規奨学金を拡充し、制度利用できる学生数を大幅に拡大したところ、今年度末卒業予定の学生からの申請数が前年度比で約5倍に増加するなど、制度拡充の成果が顕著に現れております。

また、販売職やサービス職などの求人倍率の高さも認識しておりますけれども、理工系や薬学部の人材については、その専門性の高さや希少性により人材獲得競争が一層激化しているところでございます。令和4年度の登録企業への調査や本年度実施した富山県賃上げ・人材確保等に関する調査でも、制度対象を理工系・薬学部生に限定すべきという声が寄せられておまして、限られた財源を有効に活用する観点から、現行制度では理工系・薬学部生を対象としているところでございます。

また、委員から御指摘ありました日本学生支援機構の代理返還制度につきましては、全国で約2,700社が利用しておりますけれども、県内での利用は16社にとどまっております。その普及が当面の課題と認識しております。

人口減少に伴う労働力不足が深刻化する中、理工系・薬学部生をはじめ、幅広い分野の学生から選ばれる県になることは極めて重要であると考えております。県といたしましては、引き続き県内企業の意見や県内外の人材採用市場の動向などを注視しながら、奨学金返還助成制度の在り方を研究していくとともに、UIJターンの促進に向けた本県就職の魅力発信や環境整備に一層力を注いでまいりたいと存じます。

立村委員 ありがとうございます。

今ほど制度拡充後5倍に増加したということで、かなりの成果が現れているものだなと思って聞いておりました。部長がおっしゃいましたとおり、財源も当然限られておりますので、そういったバランス等もありますけれども、少し気になったのが、日本学生支援機構の代理返還制度はまだ16社にとどまっている

とのことであります。こういった代理返還制度を、もしかしたら知らないという企業さんもあるんじゃないかなと思います。県の補助とは別に、こういった制度があるということを知りていくということも、県の一つの役割ではないかなと思います。

いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたとおり、やはりU I Jターン制度がどれだけ充実するかは今後の戻ってくる数にも影響するものと思われまますので、引き続き拡充のほう、いろんな方の意見をお聞きしながら検討していただければと思います。ありがとうございました。

次に、日本橋とやま館の機能強化についてお伺いいたします。

東京都内の移住相談窓口として、富山くらし・しごと支援センターが有楽町と飯田橋にオフィスを構えています。全て事前予約制であり、若干敷居の高さを感じるところであります。

その点、アンテナショップは誰でも気軽に立ち寄れる空間です。長野県は銀座にあるアンテナショップに移住・就職相談コーナーを設け、専門スタッフが対応しているとのこと。また、福井県は北陸新幹線の敦賀開業を受けて、同じく銀座にあるアンテナショップにおいて、6月から移住相談会を定期的開催されているとのこと。日本橋とやま館の来訪者の中には、本県への移住・U I Jターンに興味がある方もいると想定されます。

そこでお伺いします。

日本橋とやま館に移住相談に対応する相談員を常駐させるなど、移住相談機能を強化すべきだと考えますが、田中地方創生局長の所見をお伺いいたします。

田中地方創生局長 日本橋とやま館は、富山の上質なライフスタイルを提供することをコンセプトに本県の美しい自然や伝統文化また食の魅力などを伝え、本県と首都圏等をつなぐ交流の場として、また本県への誘客、移住などにつなげる場としての役

割を担ってきております。

御指摘のとおり、日本橋とやま館では、本県への移住・U I J ターンに関心を持たれた来館者を、その場でではなくて有楽町にある移住相談窓口におつなぎするケースもございますことから、日本橋とやま館に新たに移住相談機能を設けるということは一定の意義があるものと考えます。

しかしながら、御承知のとおり、移住相談を行う場合は、家族構成でありましたり、経済状況、仕事や住居に関する希望などプライベートな情報を取り扱うことが少なくなく、相談者が安心して相談できる環境の確保も必要になるところでございます。この点につきまして、先ほど御紹介がありました他県の場合と異なりまして、日本橋とやま館におきましては、現状、移住相談のために独立したスペースを確保するということが困難な状況でございます。

こうしたことから、日本橋とやま館に移住の具体的な相談を希望される方が来館された際には、引き続き専門スタッフが常駐している移住相談窓口にて丁寧におつなぎすることが大事だと考えておりまして、引き続き連携強化して、移住促進につなげられるよう取り組んでまいりたいと考えております。

立村委員 ありがとうございます。

しっかりとセンターにつないでいただくことに努めていただければと思います。東京一極集中がこれだけ進む中、いかに富山県を含めて地方に回帰させるかということが、他の自治体も先ほど御紹介したように、もう必死になってやっていることかと思えます。本県がそういった流れに後れを取ることのないよう、またしっかりと取り組んでいただければと思います。ありがとうございます。

続きまして、産業観光についてお伺いたします。

最近では、単なる物見遊山的な観光ではなく、体験型や交流

型の観光が人気を集めており、観光客のニーズはモノ消費からコト消費へとシフトしていると言われております。

先日、婦中町にある三菱ふそうバス製造株式会社において、近隣住民や社員の御家族を対象とし、バスの製造ラインを見学できる工場見学ツアーを実施されたところ、多くの参加者でにぎわったと伺っております。バスや電車、飛行機といった乗り物には、全国に熱狂的なファンがおられます。

そこでお伺いたします。

県内外からの観光集客に向けて、バスや電車、飛行機のバックヤードや製造現場を巡るツアーを実施してはどうかと考えますが、田中地方創生局長の所見をお伺いします。

田中地方創生局長 県内には、多種多様な鉄軌道車両が運行されておりますほか、バスや飛行機など多様な交通機関がございます。全国的にもファンが多くいらっしゃるのではないかと考えております。また、ふだん立ち入ることのできないバックヤードや製造現場などの施設を従業員からのガイドで見て学び体験するということは、特別な非日常を味わえるコンテンツでもありまして、観光客の満足度向上に資するものであるとともに、また企業イメージの向上にもつながると考えております。

このような背景から、県内では、富山地方鉄道の市内電車車両基地見学や、立山ロープウエーのバックヤード見学ツアー、冬の黒部峡谷プレミアムツアーなど、既に旅行商品として販売されているものもございます。一方で、これらの交通機関は利用者にとって大切な移動手段である以上、対応人員の確保でありましたり安全確保の体制整備など、受入れに伴い様々な制約も存在することから、期間限定で公開されたり、またファンクラブ会員や地域限定で公開されるなど、それぞれの企業が工夫されて実施されているものと承知しております。

企業様がこの産業観光に取り組むことは、企業イメージの向

上、地域からの信頼や人材の確保、また従業員の誇りやモチベーションの高まり、さらにそれが品質管理等への意識向上にもつながるなど、企業価値を高めるための好循環にもつながるものと受け止めております。その上で、観光振興の面におきましても、満足度の向上に資するほか、多種多様なコンテンツの存在が再訪動機、再び来訪していただく動機にもつながるというメリットもございます。

県としても、商工団体等と連携いたしまして、産業観光のメリットを県内企業に訴えるとともに、産業観光を実施されたい企業様に対しては積極的に受入体制を整備されるよう支援してまいりたいと考えております。

立村委員 ありがとうございます。

局長がおっしゃるとおり、やはり実際に実施される企業さんにとってもこれは、社会貢献ではないですけれども、社会的な知名度、認知度向上という意味でも、当然メリットがあるということは重々理解しています。それに加えて観光集客という側面からも、せっかく富山県にはバス、飛行機、電車といった乗り物全てのコンテンツがあるわけですから、事業者さんの御理解等も当然必要ではありますけれども、こういったものは一つの観光コンテンツとして、大いに可能性があるとは思いますので産業観光の一環ということで引き続き御検討いただければと思います。

さて、ものづくりが盛んな本県には産業観光の拠点が数多くあります。先日の一般質問での知事の答弁にもありましたが、能作や若鶴酒造、源のますのすしミュージアムなどが挙げられます。こういった拠点は県内各地に点在しているのが現状であります。

このたびYKK AP技術館ができたことをいい機会として、これらの地域を線でつないで観光商品を造成してはどうでしょ

うか。商品はふるさと納税の返礼品に加えることも考えられ、関係人口の増加はもちろん、本県の魅力を現地でじかに感じていただくことで、移住・定住にもつながるものと考えます。

そこでお伺いします。

これも事業者の方々の御協力を得ることが前提となりますが、県内の産業観光地をルート化されて、そのルートのバスツアーなどの観光商品を造成してはどうかと考えますが、田中局長の所見をお伺いいたします。

田中地方創生局長 県内の産業観光地のルート化につきましては、今富山県商工会議所連合会さんが中心となりまして、事業者様の協力を得まして、ものづくりなどテーマ別のモデルコースでありましたり、また地域別のモデルコースを作成されて、富山産業観光図鑑でPRしているところでございます。

また、県におきましても、県の観光公式サイト「とやま観光ナビ」でモデルコースを紹介しておりますほか、富山地方鉄道が既に造成された県内の産業観光スポットを巡るバスツアーを、県が運営する富山県内の観光旅行予約サイト「VISIT富山県」で販売しているところでございます。

他県では、御指摘のありましたとおり産業観光バスツアーをふるさと納税の返礼品としている事例も見受けられるところでございますが、現在県内の事業者さんからは、見学を希望される方々をさらに増やしたいという需要喚起の側面よりも、安全確保や予約管理に当たっての人員不足など、事業者様側の環境整備に係る制約の声を多く受けているところでございます。

そのため、さらなる産業観光による観光誘客の促進に向けては、まずは受入体制の整備が重要だと考えておりまして、個別の事業者様の声も聞きながら丁寧に相談に応じて、この産業観光のさらなる充実に取り組んでまいりたいと考えております。

立村委員 今、受入体制のお話がありましたが、確かそういった

産業観光地として整備化するに当たっての補助金について、何年か前に事業レビューにかかっていたような気がします。今資料などを持っておられるかと思いますが、その利用状況はどういった状況になっておりますでしょうか。

田中地方創生局長 現在あります富山県産業観光魅力創出事業補助金、こちらにつきましては、交付決定の件数が令和6年で8件ございます。令和5年に10件、令和4年度に4件という推移になっております。

立村委員 それではレビュー後、事業を若干見直しされた後は、件数が上がってきているということよろしいでしょうか。

田中地方創生局長 令和4年度の官民協働事業レビューを受けまして、取り組んでいるところでございますので、結果として件数は増えているという状況です。

立村委員 ありがとうございます。

そういった環境整備のお声が大きいということは、事業者さん側の考えとして、重々理解はできるところであります。事業者さんの理解があつての、ルート化であったりツアーであったりだと思えます。環境整備についてのお声があるのであれば、支援についてまた重々やっていただきたいと思います。

よく富山県は、観光客の方も要は通過、通過してしまうだけという問題が、やはり以前から言われていることだと思います。観光客の方により長く富山県に滞在して富山県にお金を落とすていただく、いわゆる滞在型の旅行商品でしょうか、そういったものがやはり今後、富山県にとってもどんどん必要になってくるものだと思っております。引き続き積極的に取り組んでいただきたいと思います。

さて、先月、福井県敦賀市で開催された北陸3県の県議会議員研修会に出席いたしました。「ものづくり産地の持続可能なまちづくり」と題した、一般社団法人SOE（ソエ）の内田代

表理事のご講演をお聞きいたしました。

同法人が主催し、毎年、鯖江市、越前市、越前町で開催されている産業観光型イベント「RENEW（リニュー）」は、7つの地場産業を舞台に工房見学、体験活動、商品購入を楽しむことができるもので、10回目の今年は過去最高の120の企業が参加され、開催期間中は多くの観光客でにぎわったとのことであり、このイベントの効果は一過性のものではなく、産業観光にとどまらず、移住者の増加、そして雇用創出にもつながっているとのこと、産業観光が秘める大きな可能性を示唆いただいたところでもあります。

知事は、公約に製造現場を観光資源とする産業観光等に取り組むと掲げられました。

そこでお伺いいたします。

これまでの本県の産業観光政策の成果をどう分析評価され、今後の産業観光の充実・発展にどのように取り組んでいかれるのか、知事の御所見をお伺いいたします。

新田知事 私のマニフェストに言及いただきましてありがとうございます。未来に向けた人づくり、八策の7番に入れてあります。

産業観光の振興を図るために、平成17年度に県、市町村、観光協会、各商工会議所、関連企業から成る富山県産業観光推進協議会を設置しました。そして、本県のものづくりの伝統や歴史、産業などの観光資源としての活用を県内企業に働きかけてきました。

また、県内企業へのアンケート調査や意見交換の結果、産業観光客の受入体制に課題があるということがはっきりしたので、平成19年度に新たな補助制度をつくりまして、受入体制整備や新たなコンテンツの造成、磨き上げを行う県内企業さんを支援してきました。

この補助制度については、先ほどの田中局長の質問にもありましたが、令和4年度の、官民協働事業レビューによる一部改善という結果と、そして「事業実施後の成果のフィードバックや補助事業が効果的なものとなるようアドバイスが必要」との意見が出ましたので、それを踏まえてより効果が上がるように補助対象事業者との意見交換を制度化するなど、改善をしてきたところです。

また、これも先ほどの質問のお答えにありましたが、産業観光図鑑については商工会議所さんでやっておられますが、この図鑑への掲載企業、施設は約10年前の平成27年は105件だったのですが、令和6年には209件とおおむね倍増しております。産業観光に取り組む事業者数は、着実に増えてきていると理解しております。

また、県内高校生による県内の産業観光実施企業などでの見学や実技体験、県内外の大学生等を対象とした「とやま企業見学バスツアー」など、産業界と連携した体験活動も充実してきました。県内産業への理解を深める機会となっています。

引き続き関係の企業や商工団体等と連携をして、産業観光を推進することによって若者の定住や観光客の増加はもとより、また移住や雇用の増加にも結びつくように取り組んでいきたいと考えます。

立村委員 ありがとうございます。

今ほど知事のお言葉の中にもありましたけれども、産業観光は子供たちに、ふるさとに親しみを覚えてもらう、感じてもらう、そういった意味でも教育上非常に意義があるものと思っております。産業観光には本当に大いなる可能性があると思っておりますので、今後の取組に期待しております。どうもありがとうございました。

次に、安全・安心な暮らしの確保に関し、まずは中山間地域

の生活支援についてお伺いいたします。

中山間地域での生活を支援するために、今年度から新たに実施している「中山間地域買い物安心支援事業」のこれまでの実施状況と今後の課題について、田中地方創生局長にお伺いいたします。

田中地方創生局長 県では今年度、店舗の減少などが懸念される中山間地域におきまして、買物に不安を感じない環境をつくるという目的をもって、まず公民館等での高齢者を対象としたネットスーパーお買物体験会の開催、また地域ぐるみでの宅配ボックス導入を支援する「中山間地域買い物安心支援事業」を実施しているところでございます。

このうちの1つ目、ネットスーパーお買物体験会につきましては、11地域から申込みがありまして、現在までで9地域実施しております。参加された方々のアンケートを見ますと、約6割の方々が今後も利用したいとしておりまして、その理由としては、「スーパーが遠い」、「買った商品を車まで運ぶのが大変になってきた」といった回答があったところでございます。一方では、まだ車の運転ができる、生協や移動スーパーの利用のほうに慣れているなどの理由によりまして、今後利用しようとは思わないと回答された方も約4割いらっしゃいました。

また、2つ目の宅配ボックスの導入支援につきましては、現在6地域に補助をしているところでございます。導入した地域からは、「畑や病院に出かけていて再配達も多くなって申し訳ないと思っていた」といった声や、「再配達依頼や時間指定をしなくても品物が受け取れて便利」といった声もいただいております。一方で、「留守のときは指定の場所に置いていってもらえる」などの理由によって導入を見送る地域も多かったところでございます。

事業の実施状況から我々が感じていることは、ひとくくりに

中山間地域と言いましても、個人や地域の生活環境によってニーズが異なることから、ニーズに応じた支援というものが重要であるということが改めて浮き彫りになったと感じております。こうした今回の事業実績アンケート結果を基に、今後の取組の検討に十分生かしていきたいと考えております。

立村委員 ありがとうございます。

人口減少や高齢化が進む中山間地域で、やはりこういった買物や宅配といったサービスを備えていくということは喫緊の課題であるとは言えます。ただ、今局長の答弁にもありましたが、一口に中山間地域と言ってもやはりいろんな地域がある、それぞれのニーズが違うというお言葉があったかと思います。

今のお話を聞いていて思い出したんですけれども、今こういった事業をやっておられますが、県では以前ドローンを活用した実証実験を行いました。確か社会実装化には時期尚早という当時の結論で、今後のドローンの技術向上を注視していくといったことで、昨年度は宅配ボックスの実証事業をやって、そのうえで今年はこういった形でやっておられるのかと思います。

先日、福島県のロボットテストフィールドを視察してまいりました。ドローンの技術進歩には本当に目を見張るものがあります。今日の新聞にも載っておりましたが、ドローン技術の進歩、また、今年、県の総合防災訓練でもドローンによる物資搬送があったと聞いております。

ドローンもそうですけれども、いずれにしても、先ほどおっしゃったように、中山間地域ごとのニーズ、中山間地域に住む方の利便性の確保にとっては何がよいのか。今ほどおっしゃった今年度実施した事業の成果、そしてドローンの活用なども視野に入れていただきまして、策定を延期されましたが第2期の中山間地域総合戦略に反映していただければと思います。ありがとうございました。

次に、中山間地域農業を悩ますイノシシの捕獲についてお伺いいたします。

野生鳥獣による農作物被害額という点では、イノシシによるものが最も大きくなっており、今後はICT等を活用した捕獲技術の確立、利用の拡大が個体数管理に重要な役割を果たすと考えますが、これまでの取組の実績と今後の展望について、竹内生活環境文化部長にお伺いいたします。

竹内生活環境文化部長 県内のイノシシによる農作物被害額は令和元年度の8,330万円、こちらがピークでございまして、昨年度、令和5年度は3,350万円と、減少傾向にはございます。ただ御質問にもありましたとおり、イノシシによる被害は全ての野生鳥獣の被害総額が令和5年度で4,171万円でございますが、その約8割と最も大きな割合を占めております。

イノシシの個体数につきましては、県では農作物被害が比較的小さかった平成18年度当時の水準であります2,600頭以下に抑えるということを管理計画における目標としておりまして、積極的に捕獲に取り組んでおります。

市町村の捕獲活動事業を支援するほか、県が捕獲専門チーム、県内の8地区で10チーム活動していただいておりますが、これを設置し、捕獲に取り組むこともしているところです。

この捕獲専門チームでは、わな作動時のメール通報や、作動したわなの位置情報を共有できるシステム、そして設定した頭数が通過した際に自動的に入り口を閉めるICTゲートつきの囲いわななど、ICTを活用した効率的な捕獲技術の開発、導入にも取り組んでおります。これらの捕獲技術の一部は既に市町村が行っていらっしゃる捕獲活動でも運用され、効果を発揮していると承知しております。

また、一部の専門チームでは、巻狩りの際にドローンを活用するといったことにも取り組んでおりまして、さらに新しい技

術も積極的に導入しております。こうした技術の有効性が確認されれば、県内への普及を図ってまいりたいと考えております。

今後とも、ICTなどを活用した新たな捕獲技術等を積極的に取り入れまして、さらなる効率的・効果的な捕獲を促進したいと考えておりますし、関係部局や市町村、猟友会など関係機関と連携して、イノシシをはじめとした野生鳥獣による被害の低減に努めてまいります。

立村委員 ありがとうございます。

つい先日も報道にありましたが、これは作物被害ではありませんが、南砺市のとあるスキー場でイノシシがゲレンデを掘り起こして、関係者は大変な迷惑を被っているという記事があったかと思います。そういったこともあります。とにかく中山間地域で農業を営む方々のお話を聞くと、イノシシの被害に本当に悩んでおられるという方が多数おられます。今ほどの答弁にもありましたとおり、今後とも適正な個体数の管理に引き続き御尽力いただければと思います。ありがとうございました。

次に、交番・駐在所の運営についてお伺いいたします。

先日の夜、婦中地域外にお住まいの認知症を患っておられる方が迷子になられ、婦中町のとある駐在所を訪れたところ、無人であったため歩みを続けられ、たまたま人家にたどり着き事なきを得たという話を聞きました。

駐在所は警察官の方が夜も滞在しているものと思っておりましたが、調べてみたところ、本年9月に地域警察運営規則、これは国家公安委員会規則ですが、一部改正されました。その改正内容の一部として、例えば、交番・駐在所は地域の治安情勢等に応じて日勤制の地域警察官により運用することができるようになるなど、各都道府県警察が各地域の実情に即した柔軟な運用が可能になったところです。

仮に交番や駐在所が夜間無人となるならば、そのエリアのパ

トカーでの巡回などを増やすことが望まれるところですが、その前に、これまでの運用を見直す場合には、地域住民等にしっかりと説明、周知していくことが重要ではないかと考えます。

そこでお伺いいたします。

今回の地域警察運営規則の一部改正を受けての富山県警察の今後の対応方針について、高木警察本部長にお伺いいたします。

高木警察本部長 御質問にお答えするに先立ちまして、一言申し上げます。去る12月5日、現職の警察官の酒気帯び運転の容疑で事件送致いたしまして、また、懲戒処分を行いました。官民挙げて飲酒運転の撲滅に取り組んでいる中、現職の警察官が酒気帯び運転したことは誠に遺憾であります。議会をはじめ、県民の皆様方に深くおわび申し上げます。職員に対する指導を徹底いたしまして、再発防止に努めてまいります。

それでは、議員から御質問の地域警察運営規則の改正に伴う対応についてお答えいたします。

地域警察運営規則は、地域警察の任務や運営の基本などについて、御指摘のとおり、国家公安委員会が定めたものであります。今般、警戒の空白を生じさせないための組織運営に向けた取組の一環として、人口動態の推移や警察事象の変化によりきめ細やかに対応し必要な体制を構築する観点から、地域警察官のより効果的な運用が可能となるよう改正されたものと承知しております。

主な改正点といたしましては、議員御指摘のとおり、人口減少などの地域の実情に応じて交番駐在所における日勤制の地域警察官による運用が可能となったところでございます。一方で、例えば巡回連絡をより効率的に行うため、地域警察部門だけではなく他の部門の警察職員に協力させることができるようになるなど、より一層柔軟かつ的確な組織運営を推進していくこととなったところであります。

県警察といたしましては、今回の改正の趣旨を踏まえ、各警察署における治安情勢や地域の実情などを勘案しながら、関係規定の見直しを含めた検討を重ね、県内各地域の実情に応じた効果的な地域警察活動を推進してまいりたいと考えております。とりわけ地域における交番・駐在所の運用体制などにつきましては、当該地域の住民などに丁寧な説明を行いまして、不安を抱かれることがないよう適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、現在県警察では、御指摘のありましたように、パトカーあるいはその隣接交番と連携したパトロール活動の強化、交番相談員の活用、移動交番車の積極的な運用などを推進しているところでもあります。

今後はデジタル技術を活用した新たなシステムの導入も検討するなど、引き続き地域住民の安全・安心を確保するための活動を進めてまいる所存あります。

立村委員 ありがとうございます。

言われるとおり、地域によって治安情勢は異なるものだと思いますし、昔と比べてそれこそ犯罪情勢といいたまうか、交番や駐在所に在職される警察官の方が対応する事件というのはいわゆる街頭犯罪かなと思うんですが、そういった犯罪は恐らく減少しているんじゃないか。むしろ、昨今新聞紙上で取り上げておられますけど、SNSによる犯罪だとか、そういったものが増えているのが状況かなと思うんです。ですから、限られたマンパワーをいかに効率よく配置していくかということは、今後の県警にとっても非常に重要な課題になってくるのかなと思っております。

そういった意味では、交番や駐在所に関して部分的に日勤制に移行していくということは、ある意味時代の流れなのかなという気はしておりますが、御存じのとおり長い歴史の中で、交

番や駐在所というものはやはりその存在そのものが地域住民の方にとっては安心につながる存在だと思っております。今ほど本部長のほうからもお言葉がありましたけれども、運用を見直す際にはぜひ丁寧な説明をしていただけるようお願いいたします。どうもありがとうございました。

次に、イタイイタイ病の流域住民健康調査についてお伺いいたします。

先日、神通川流域カドミウム被害団体連絡協議会の総括会議が開催されました。会議には、県議会の全ての党から議員が出席し、団体の活動状況の報告後、意見交換を行いました。私も被害地域の地元県議として出席させていただきました。

その説明の中で、イタイイタイ病の被害地域住民を対象に県が実施している神通川流域住民健康調査の受診率が、30%前後と極めて低い状況にあるとの報告がありました。要因としては、対象者が高齢化していること、それとそもそもこの調査の意義、認知度が低いのではないかということでありました。

今年、唯一のイタイイタイ病の認定患者の方がお亡くなりになられました。その際、知事は「県としては引き続きイタイイタイ病の認定・健康被害救済と、住民健康調査を1人でも多くの方に受けていただけるよう、受診勧奨を継続してする」とのコメントを発表されています。

そこでお伺いいたします。

住民健康調査制度の周知や受診率の向上に向けて、県として今後どのように取り組んでいくのか、有賀厚生部長にお伺いいたします。

有賀厚生部長 神通川流域住民健康調査については、毎年70歳、75歳という節目年齢の方と、前年度の健康調査において精密検診対象となった方を対象として実施しております。近年の一次検診の受診率は御指摘のとおりで、35%程度で推移しており、

令和6年度については35.6%でございました。

県では、健康調査の対象となっている方に1人でも多く受診をしていただけるよう、検診案内に併せて、検診の重要性を説明したリーフレットを個別に郵送して受診勧奨を行うとともに、富山市の広報やホームページも活用し、制度周知に努めております。

また、受診希望の有無について、返信がない方には再通知を実施する、検診を希望されない方には返信用紙に記載欄を設けてその理由の把握に努める等、個別の事情に応じた対応をできるだけ行い、受診しやすい検診体制の構築につなげております。

今後とも、1人でも多くの方に受診していただき、住民の方の健康管理に役立てていただけるよう、富山市や患者団体等と連携して制度の周知と受診勧奨に努めてまいります。

立村委員 ありがとうございます。

被害者団体でも受診を推奨するために、対象地域で説明会を1回だけではなく複数回開催されるなど、尽力されているところであります。県も、今ほど部長の御答弁にもありましたが、今後とも引き続き積極的な支援のほどよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

次に、包括外部監査結果報告を受けての今後の県の対応方針についてお伺いいたします。

人口減少時代を迎えて、県有施設等の今後の管理や有効活用をどうしていくかは喫緊の課題であり、知事も公約に「公共施設マネジメントの改革を推進」と掲げられております。

昨年度の包括外部監査において、外部監査人のコメントとして、「既に整備した庁内推進体制において実効性のある活動が展開され、目標である公共施設等の保有総量の適正化と最適な配置を実現していただきたい」とされています。今ほど申し上げました、既に整備した庁内推進体制とは、副知事をトップと

する富山県県有施設整備等推進委員会を指しますが、県有施設の将来的な需要を見極めた上で、長寿命化対策施設の絞り込み、施設の廃止、集約を進めていく必要もあると考えます。

そこでお伺いいたします。

昨年度の包括外部監査結果報告において公共施設等の再編の議論を推進すべきとの指摘がなされ、富山県県有施設整備等推進委員会での全庁的な実効性のある取組が求められているところですが、今後どのように公共施設等の再編の議論を進めていくのか、蔵堀副知事にお伺いいたします。

蔵堀副知事 今ほど御指摘のとおり、昨年度の包括外部監査では、全ての公共施設等を更新していくということには限界があるということ、公共施設等の再編の議論を推進すべきという指摘を頂いております。また意見として、長寿命化対策施設の絞り込み、それから全庁的な取組体制を構築すべきだという意見もいただきました。7月に開催をいたしました県有施設整備等推進委員会では、この指摘も踏まえまして、老朽化した施設の長寿命化対策など施設面での議論を行ったところでございます。

今後、人口減少が進む中にありまして、多様化・複雑化する県民のニーズ、それからデジタル技術の進展による県民サービスの変化、施設で働く職員の働き方改革への対応、さらには施設が担います災害時の拠点としての役割など、多面的な視点での議論が必要だと考えております。

先日開催をいたしました県の人口未来構想本部会議では、人口減少社会への適応策として、行政庁舎も含めた公共施設の在り方、それから県庁自らの機能強化についても議論いたしております。また、今議会におきましても、地方公会計の情報を活用した公共施設マネジメントをすべきだという御意見、それから国・県・市の集約した庁舎の事例も御紹介も頂きました。

国におきましても、先月からは人材確保の観点を含めて、持

続可能な行財政運営の在り方についての議論も始まっており
ます。

本県におきましても、この先、人口が減少するということ
が見込まれております。また、人口が減れば、職員数も減って
ということになります。そして施設が老朽化していくというこ
とがあるわけです。こうした状況を踏まえますと、施設の集約化
といったハード面での議論はもちろんですけれども、職員の確
保、それから市町村や民間との連携、こうしたソフト面での検
討も必要だと考えておりまして、これまでにない新たな発想で
取り組むことが必要と考えております。

先日の人口未来構想本部会議におきましても、知事から、そ
うした面での検討を加速化するようにという指示を受けており
ます。今後、将来の県民ニーズにも目を向けながら、「選択と
集中」、「改革と創造」によりまして、部局横断で実効性のある
取組となるように、また持続可能な行政運営の在り方になりま
すように、丁寧に検討を進めてまいりたいと考えております。

立村委員 ありがとうございます。

副知事のリーダーシップの下、速やかに順調に円滑に検討が
今後進んでいくことを期待しております。どうもありがとうござ
いしました。

次に、本県の公益通報制度についてお伺いいたします。

私は県庁に総務課職員として在職中、それまで本県の通報窓
口は県庁の内部にしかなかったところ、いわゆる外部窓口を設
けよという知事の命を受けまして、いろいろ調査、勉強、奔走
し、県の顧問弁護士に外部窓口になっていただくなどといった
制度改正に携わったこともありまして、この制度には思い入れ
があります。

当時私は、主に、いわゆる外部通報、第2号通報と言われる
ものですが、その制度改正に携わりましたが、県の職員等から

の内部通報、いわゆる第1号通報の制度改正には関与していなかったこともありまして、今回、内部通報の制度要綱を読ませていただきました。

私は、そもそもこの制度はその法律の名称のとおり、公益通報者を守ることが肝要であると考えます。また、内部通報に関しては、公益通報を受ける職員、あるいは調査する職員に過度な負担を与えることは避けるべきであると考えております。

そういった観点から現行の内部通報の要綱を拝見いたしますと、公益通報を受ける立場である人事課長は、「特別の事情があると認めるときは、公益通報調査員以外の者に調査を依頼することができる」とされていますが、そもそも特別の事情があるかどうかの判断を職員に委ねるのは酷ではないでしょうか。

また、そもそも通報自体が法の対象となる公益通報に該当するか否か、判断に迷うケースもあると思います。一方で、当該通報の内容が極めて悪質であったり社会的な反響が大きいと認められるときなどには、対応にはスピード感が求められるところであります。

そこでお伺いします。

そういった場合には、速やかに外部の有識者に諮れるよう、あらかじめ第三者委員会を設置しておくべきと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

新田知事 内部公益通報の体制ですが、公益通報者保護法あるいは消費者庁のガイドラインに基づいて、受付窓口として人事課が対応する内部窓口——今おっしゃったことですが——に加えて、令和3年度に立村委員が総務課で御担当だった際に、外部公益通報の体制と併せて整備をしたところでは。

その外部公益通報は、弁護士が対応する外部窓口ということになっています。この外部窓口については、庁内掲示板の人事課のページに掲載してあるほか、今年7月に通知を出して職員

に改めて周知したところです。

また、通報内容が公益通報と判断される場合には、今御紹介いただきましたように、人事課職員が公益通報調査員として調査を行うことにしていますが、特別の事情がある場合には必要に応じて速やかに外部有識者等に調査を依頼することとしているなど、現状においても適切な対応ができる体制が構築されているのではないかと私は判断しています。

他県では、委員御指摘の外部有識者などによる第三者委員会を設置している例もあります。それらの県は外部窓口を設置しておらず、その補完的な組織として第三者委員会を設置していると理解しています。

本県ではこれまで通報の実績はないのですが、昨今、地方自治体における公益通報制度の在り方が注目される中、職員へ改めて外部窓口を周知するとともに、弁護士などの外部調査員への委嘱を検討するなど、内部公益通報の体制がしっかり機能するように努めていきたいと考えます。

立村委員 ありがとうございます。

他県の状況、第三者委員会を設けておられるところは外部窓口はなく、その補完的な役割を果たしておられるという御説明だったかと思えます。理解いたしました。消費者庁においては、今現在、公益通報者保護法の改正が検討されていると聞いております。その動向も注視していただきまして、今後とも引き続きこの制度の適正な運用に知事が先頭に立って努めていただくようによろしくお願いいたします。

次に、未来の県立高校の姿についてお伺いいたします。

先日開催された第4回総合教育会議において、学校数については現在の34校から20校程度へと大幅な削減案が出され、令和20年度までに実現を目指す県立高校の姿として、「どんな学科構成」を「どんな規模」でといったことは示されたところであ

ります。

会議資料を拝見いたしました。これだけ大胆な改革を行うとなれば、言わば全ての高校が再編の対象だと言われることは理解できます。しかし会議資料からは、未来の、最終的な全体像がイメージできないのは私だけではないと思います。

昨年度来からの総合教育会議の資料を一読させていただきました。前回、第3回目の総合教育会議の資料では、目指す姿を描く時点、つまり今の時点かと思いますが、「どんなエリアに」といったことも示すことが記載されています。

そこでお伺いいたします。

今の状況ではどこにどういった高校が配置されるのか、最終的な全体像がイメージできないことから、「どの場所に」といったことを示すべきと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

新田知事 今年度の総合教育会議において、高校再編について、ステップ・バイ・ステップで進めてきております。県議会をはじめ、地域の教育を考えるワークショップ、意見交換会などで御意見を踏まえながら、将来の県立高校の在り方について議論を進めてきています。

8月の会議では、高校再編の進め方として、まずは将来——約15年後——の県立高校の教育内容、学科構成、学校規模の組合せや、配置するエリアなどの目指す姿を描きました。そして、その5年前や10年前の配置の姿を逆算的に考えた上で、各段階に必要な再編などについて検討していくという方針が確認されたところです。

そしてこれを受けまして、先月の総合教育会議では数多くの御意見を整理して——それまで4校区回ってのワークショップや意見交換会、様々な意見をたくさんいただきました、それを整理して、「令和20年度までに実現を目指す県立高校の姿」の

案を示しました。これは今、委員がおっしゃったことです。

具体的には、「時代に適応し、未来を拓く人材の育成」というような基本目標を掲げまして、その実現に必要と考えられる教育内容として、S T E A Mなど8つの学科構成を挙げました。これらを組み合わせた大・中・小規模校のパターンも例示をしました。そして、令和20年度に見込まれる募集定員を想定した上で、それ以降の生徒数の減少にも対応できるよう、各規模の学校の配置数の目安（全部で20校程度）を示して議論をしたところです。

これらの内容について、今後、今議会での議論に加えまして、今しております、高校生や教員へのアンケート結果も踏まえて、必要に応じて整理を行った上で、来月の総合教育会議では各規模の高校をどのエリアに配置するかを示し、その5年前や10年前の配置の姿もエリアをイメージできる形で議論したいと考えています。

高校再編については、全ての県立高校を対象として、どの高校をなくすとか守るとかいったことではなく、新しい学校をつくるという発想で議論する必要があると考えています。今後、改めてワークショップと意見交換会を開催します。地域の声をしっかりと聞きしながら、生徒から選ばれる魅力と活力のある県立高校づくりに取り組んでいきたいと考えています。

立村委員 ありがとうございます。

今ほど、知事の御答弁の中で、来月の総合教育会議においてある程度エリアを示される、そのエリアというのはどこまで詳細なエリアになるか分かりませんが、ある程度のそういった大まかなエリアでも示していただくことで、富山県全体のイメージはある程度湧くものかと思えます。よろしく願いいたします。

今後とも高校の再編、円滑に進むよう、知事のリーダーシッ

プを發揮して進めていただければと思います。どうもありがとうございました。

さて、先日の予算特別委員会において、瀬川委員より解体に多額の費用がかかることから既存の校舎を有効活用すべきという意見がありましたが、同感であります。先ほど公共施設マネジメントの話をしてきましたが、集約も当然必要にはなってきますが、将来的に真に必要な施設については、きちんと長寿命化対策などを施した上で有効活用することが望まれるところがあります。

そこでお伺いします。

今後、逆算的に県立高校の配置の姿を検討することですが、既存の県有施設の有効活用といった観点からも、仮に大規模校を設置する場合でも多額の経費を要する新築ではなく、既存校舎の幾つかを利用したサテライト方式が考えられるのではないかと考えますが、広島教育長の御所見をお伺いいたします。

広島教育長 目指す県立高校の姿の案を踏まえまして、今後高校の配置の姿を検討していくに当たりましては、今委員から御指摘のありましたとおり、既存の高校施設の有効活用の観点も大切になります。

お示しした案において、学校数全体の約7割を占めます1学年200から240人程度の中規模校は、現在の高校施設の活用を基本としております。具体的な学科の設置状況によりまして、必要に応じた改修等も行っていくということになるかと考えております。また、1学年120人以下の小規模校についても既存施設の利用が前提になると考えております。

一方で、今お話もございました1学年400人、400から480と示しておりますが、大規模校につきましては、授業の展開などを考えますと現在の1つの高校施設の規模では運営が難しいという状況です。このため、令和20年度あるいは20年度以降も見

据えまして、長期的に使用することなども考慮し、また将来の子供たちへの投資というような観点もあるかと思えます、そうしたことで新築で対応することが必要になるものと考えているところでございます。

既存校舎を利用したサテライト方式は、全国にも例があつて、本県職員も視察も行かせていただいております。授業は基本的にはキャンパスごとに分散して、またはその部活動など合同で実施するものについては、生徒がバスなどを利用して移動しているという状況でございます。

この形式で大規模校を設置する場合、既存校施設をより有効活用できるというメリットがある反面、多様な生徒同士の交流、また教科ごとの充実した教員配置による教員の資質向上と、これを通した生徒の深い学びなどが可能となる大規模校のメリットが若干限定的になるのかなとも考えるところでございます。

どのような高校配置がふさわしいか、施設面も含めて検討を進めてまいりたいと考えております。

立村委員 ありがとうございます。

今ほどは施設のお話をさせていただいたわけですが、今後検討していく過程の中で、様々な意見であるとか課題とかが出てくるものと思われます。先ほど、子供さんたちへの未来の投資という言葉がありましたが、やはりそういった観点が中心になっていくのではないかなと思います。今後、一つ一つ課題を解決していただければと思います。

最後に、今後の手続についてお伺いたします。

現在、高校生や県立高校教職員にアンケート調査を実施していると聞いております。今後、現場や地域の様々な声を聞くとのことですが、具体的にどういった方にどういった手法で意見を聞かれるのでしょうか。実際に再編後の高校に通うこととなる中学生以下のお子さんやその保護者の方にも意見を聞かれて

はどうかと思いますが、広島教育長の御所見をお伺いいたします。

広島教育長 今般の県立高校に関する議論では、これまでも様々な方々の御意見をお聞きしてまいりました。

御紹介いたしますと、令和3年度から5年度には、学識経験者にも参加いただいた「あり方検討委員会」と「教育振興検討会議」、この間の令和4年度には、中・高校生や保護者などの皆さんへアンケート調査も実施しました。昨年度は市町村長の方々や県民の皆さんとの意見交換、そして今年度は教育関係者や保護者、また経済界の方にも参加いただくワークショップ、そしてどなたでも参加できる意見交換会によりそれぞれ意見等をお聞きし、今回それらの意見を整理して、目指す県立高校の姿の案としてお示しさせていただいたものであります。

この案につきましては、御紹介ありましたとおり、現在県立高校の2年生と教員の皆さんにアンケートを実施しております。また、来週には「高校生とやま県議会」に参加されます生徒の皆さんと知事との意見交換会も行うことにしております。そして、先ほど知事からもございました来月の総合教育会議では、これらの結果を報告し、令和20年度から逆算的に考える、5年前、10年前の配置の姿を示して議論したいと、そういう予定でございます。

その後も改めまして、ワークショップ、意見交換会を開催する予定にしております。またこれに加えまして、こども基本法の趣旨も踏まえまして、子供に関わる施策に子供の意見を反映させるため、今年度からスタートしましたこども県政モニター制度、こうしたものがございます。これにより、今後高校に通うことになられる小学校五、六年生、また中学生に対しまして、学んでみたいと思われる高校などについてお聞きするアンケートも実施したいと考えております。

今後とも県立高校の将来像につきまして、できるだけ多くの方々に自分事として関心を持っていただき、幅広い御意見をお聞きしながら丁寧に議論をしていきたいと考えております。

立村委員 ありがとうございます。

瘡師委員長 立村委員の質疑は以上で終了しました。